

議案第 8 1 号

墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 1 2 月 1 1 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 3 1 年墨田区条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「1 0 0 分の 2 5」を「1 0 0 分の 3 3」に改める。

別表中「9 1 7 , 0 0 0 円」を「9 1 8 , 0 0 0 円」に、「7 8 8 , 0 0 0 円」を「7 8 9 , 0 0 0 円」に、「6 5 2 , 0 0 0 円」を「6 5 3 , 0 0 0 円」に、「6 2 9 , 0 0 0 円」を「6 3 0 , 0 0 0 円」に、「6 1 0 , 0 0 0 円」を「6 1 1 , 0 0 0 円」に改める。

第 2 条 墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「1 0 0 分の 3 3」を「1 0 0 分の 2 5」に、「1 0 0 分の 1 6 3 . 5」を「1 0 0 分の 1 6 7 . 5」に改める。

付 則

この条例は、平成 3 0 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

諸般の情勢に鑑み、区議会議員の議員報酬の額及び期末手当の支給月数を引き上げる必要がある。